

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に会社を退職し、国民年金に加入した。婚姻後も加入し続け、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの間、保険料を納付した。その間、資格喪失を行った記憶は無いことから、申立期間にも納付書が届いていたはずであり、納付し忘れたという記憶も無い。申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自身で国民年金被保険者資格を喪失する手続を行っておらず、保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録から、昭和 57 年 8 月に申立人の夫が厚生年金保険被保険者となり、国民年金被保険者資格を喪失していることから、これに伴い、申立人も同年同月に同資格を喪失し、申立期間が未加入とされたものとみられる。一方、申立人は、同年同月に被保険者資格を喪失するまでの資格の種別が任意加入とされているが、i) 申立人の夫は上記のとおり同年同月まで国民年金被保険者であったことから、本来、申立人は同年同月までは強制加入であること、ii) 申立人が申立期間に居住していた市の電算記録では、申立人の同年同月の資格喪失理由は、申立人の夫が被用者年金に加入したこととされており、申立人から同年同月に資格喪失の申出があったこととはされていないことから、申立人が同年同月をもって資格喪失とされたのは、申立人が同年同月まで強制加入であった（昭和 57 年 8 月以降は強制加入ではなくなった。）ことを前提とした処理であったとも考えられる。

また、国民年金に強制加入していた者の加入が任意となった場合の取扱い

について定めた旧国民年金法附則第6条の2の規定によれば、被保険者が強制加入者でなくなった場合、その者が被保険者資格を喪失するに至らなかったならば、納付すべき保険料を、その該当するに至った日の属する月後における最初の4月末日までに納付したときは、任意加入に該当するに至った日において、任意加入の申出をしたものとみなすとされていることから、申立期間のうち、昭和58年1月以降に還付された（特殊台帳（マイクロフィルム）によれば昭和58年1月に還付決定）とみられる57年8月から同年10月までの納付済みであった保険料については還付することなく、納付済みとすることが妥当である。

しかしながら、申立期間のうち昭和57年11月以降の保険料については、申立人の被保険者資格の喪失及び保険料の還付決定の処理が行われた58年1月時点では納付されていなかったとみられるほか、申立人は、申立期間の保険料納付について、納付書が届いていれば必ず納付したとするのみで具体的な記憶は無い上、上記処理により申立期間が未加入とされた後は、申立人に対して納付書が発行されることも無くなっていたものと考えられる。

また、市の電算記録でも、申立期間は国民年金に未加入とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立期間のうち昭和57年11月以降の期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1470

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 9 月まで
申立期間の保険料は、私の母親が納付してくれていた。

申立期間当時、生活環境に変化は無い上、同居していた両親は申立期間の保険料は納付済みであり、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ 18 か月と短期間である。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和 46 年 12 月頃行ったとみられる国民年金加入手続時点において可能な限り遡って保険料を納付した上で、以降、60 歳到達までの長きにわたり保険料を未納無く納付しており、加入手続後の保険料の納付意識は高かったことがうかがえることから、前後の期間が納付済みとされている申立人の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を38万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日

ねんきん定期便で、A事業所において申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。賞与明細書があり、申立期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、38万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成15年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 22 日から 40 年 9 月 23 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 5 か月後の昭和 43 年 3 月 8 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年12月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月30日から48年1月6日まで
② 昭和53年11月1日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細書及びA事業所の回答から、申立人が昭和47年12月30日からA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてB事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間に係る資格喪失日（昭和47年11月1日）及び資格取得日（昭和49年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月1日から同年6月1日まで
(B事業所)
② 昭和47年11月1日から49年10月1日まで
(A事業所)

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間①のB事業所、申立期間②のA事業所に係る加入記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①はB事業所に大学卒業後勤務、申立期間②はA事業所に継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和47年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、49年10月1日に当該事業所において再度、資格を取得しており、47年11月から49年9月までの当該期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間②について留学期間も含め、A事業所に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、A事業所の申立期間②当時の事業主は、「社命により留学させた期間を含め、申立期間②に

において申立人は継続して勤務しており、給与を支給し、厚生年金保険料も控除していた。」と回答している。

また、A事業所の経理担当者は、「申立人は、申立期間②の一部期間において留学したが、A事業所に継続して勤務しており、途中で退職した記憶はない。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②についてA事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間当時の事業主の回答及び昭和47年10月のオンライン記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から49年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は大学卒業後すぐにB事業所に勤務したと供述している。

しかし、申立人が同僚として挙げた者は、申立人のB事業所における勤務期間を記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人はB事業所において、昭和47年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同時に申立人に対して厚生年金保険の被保険者記号番号が新たに払い出されていることが確認できる。

さらに、C事業所（B事業所が名称変更）は、「厚生年金保険に加入する前の期間について、厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年6月27日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC事業所（A事業所を合併）の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和47年7月1日にA事業所B工場から同事業所D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和47年5月のオンライン記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 1915

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 10 年 8 月 28 日まで
年金事務所の職員の指摘により、A事業所における申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが分かったが、私は申立期間も訂正前と同じ給与額をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年8月28日）の後の平成11年1月6日付けで、8年5月1日に遡って標準報酬月額が9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、一時期社会保険事務関係の手続を担当していたが、A事業所が倒産した平成10年8月以降は当該事業所に行ったことは無く、社会保険事務をすることは有り得ないと述べているところ、A事業所の元事業主は、「申立人は、A事業所が倒産した平成10年8月までは社会保険事務に携わっていたが、倒産後は携わっていないので、申立人が11年1月6日の遡及訂正処理に関わることは考えられない。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年10月21日、C事業所における資格取得日に係る記録を同年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月21日から32年10月21日まで
② 昭和32年10月21日から34年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。しかし、Dグループの永年勤続表彰状によれば、申立期間は勤続年数に含まれており、同グループに継続して在籍していたと考えるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の所持する永年勤続表彰状、E事業所（Dグループの人事、財務業務等管理業務全般を担当する事業所）から提出された退職者詳細情報、F事業所B工場（A事業所B工場の後継事業所）の担当者の証言等により、申立人は、Dグループに継続して在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A事業所B工場及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録並びにオンライン記録によれば、申立人は、A事業所B工場において、昭和28年8月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C事業所において、34年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、F事業所B工場は、「申立人は、A事業所B工場が厚生年金保険の適用事業所

でなくなった昭和 32 年 10 月 21 日以降も、C 事業所等の関連事業所で厚生年金保険に加入していたと考える。」と回答していることから、申立人は、申立期間①はA 事業所 B 工場、申立期間②はC 事業所における厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、A 事業所 B 工場に係る昭和 28 年 7 月のオンライン記録及びF 事業所 B 工場の回答から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、i) 申立期間①については、事業主からの複数回にわたる被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常は考え難いこと、ii) 申立期間②については、仮に、昭和 32 年 10 月 21 日に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、翌年（昭和 33 年）に算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと通常は考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1928

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和56年11月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年3月から同年10月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から57年1月13日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和56年3月31日にA事業所で被保険者資格を喪失した記録となっている旨の回答を得たが、当該事業所及びその後継会社であるB事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月31日から同年11月5日までの期間はA事業所で、同年11月6日から57年1月13日までの期間はB事業所で勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和56年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B事業所において57年1月13日に同資格を取得しており、申立期間における被保険者記録は確認できない。しかしながら、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該資格喪失処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和56年9月13日）の後の昭和57年1月7日に行われており、複数の元同僚についても、申立人と同様に遡及して資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、当時、当該事業所が法人事業所であることが確認できる上、上述の複数の元同僚のうち14人（申立人を含む）が、B事業所において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年1月13日に被保険者資格を取得していることが確認でき、A事業所は、厚

生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和56年3月31日とする旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA事業所における資格喪失日は、前述の雇用保険の記録から、同年11月6日とすることが必要である。

また、昭和56年3月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人のA事業所における同年2月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和56年11月6日から57年1月13日までの期間については、前述のとおり、申立人がB事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は、昭和57年1月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前の期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、元同僚が所持するB事業所の給与支給明細書において、昭和56年11月の給与から厚生年金保険料が控除されているが、同年12月の給与支給明細書では保険料は控除されていない上、前月の保険料控除額と同額が返還されていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成5年3月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年9月は44万円、同年10月から5年2月までは41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月26日から5年3月26日まで

ねんきん特別便の記録によれば、A事業所での厚生年金保険の加入記録が、平成元年11月1日から4年9月26日までの期間となっているが、申立期間も当該事業所に継続して勤務しており、5年3月26日に国民年金の被保険者資格を取得するまで、社会保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年5月1日）以降の平成5年5月19日付けで、遡って4年10月の定時決定の記録を取り消し、同年9月26日に被保険者資格を喪失したとする処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所における複数の元同僚についても、申立人と同様に平成5年5月に、資格喪失日の遡及処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本から、申立人は、A事業所の取締役であったことが確認できるものの、当該事業所の複数の同僚は、「申立人は、工場長として現場で勤務しており、給与事務及び社会保険事務には関わっていなかった。」と述べていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、当該遡及喪失処理に関与していなかったと認められる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、平成5年3月26日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年3月分から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年9月26日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、5年3月26日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成4年9月は44万円、同年10月から5年2月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年3月の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年11月から4年2月までの標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年4月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年3月の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月1日から同年4月1日まで
(A事業所)
② 平成3年11月1日から4年3月31日まで
(B事業所)
③ 平成4年3月31日から同年4月1日まで
(B事業所)

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所に係る申立期間①及びB事業所に係る申立期間②の標準報酬月額が実際の給与額より引き下げられていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間③について加入記録が確認できないとの回答を得た。B事業所に平成4年3月31日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年10月26日）の後の平成4年12月10日付けで、8万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる上、同僚38人の標準報酬月額の記録についても、申立人と同様に、同日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間①において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、A事業所の元代表取締役及び同僚は、「申立人は、技術系の仕事をしており、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年4月1日）の後の平成4年12月18日付けで、11万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、B事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間②において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、B事業所の元代表取締役は、「申立期間②当時、社会保険料を滞納しており、自分が会社の代表として、社会保険事務所の職員と滞納していた社会保険料について話し合いを行った。申立人は、当該事項について関与していない。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人が平成4年3月31日までB事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のB事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成4年4月1日と記載されていたところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年4月1日）の後の同年12月18日付けで、同年3月31日に遡って被保険者資格を喪失したとする訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、B事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

加えて、B事業所の元代表取締役は、「雇用保険の離職日の翌日と社会保険事務所に当初届け出た資格喪失日が一致していることから、申立人は、平成4年3月末日まで勤務していたと考える。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は同年4月1日とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当初記録されていた平成4年3月の標準報酬月額の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成元年10月から2年2月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成元年10月から2年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額について照会を行ったところ、申立期間について標準報酬月額が引き下げられていた。途中で給料が下がった記憶は無いので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年10月から2年2月までの標準報酬月額については、A事業所が提出した平成元年及び2年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年3月から同年8月までの標準報酬月額については、A事業所が提出した平成2年分の給与所得の源泉徴収票に記載された、社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、自分自身又は夫の預金口座からの振替で国民年金保険料を納付しており、申立期間についても、保険料を納付しているはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと述べているところ、保険料の振替に利用した口座が申立人自身の名義のものであったか申立人の夫の名義のものであったか定かではないとしている上、金融機関名や支店名等の記憶も無いとしているほか、申立期間当時の預金通帳も無いことから、申立人の保険料の納付が口座振替により行われていたことをうかがい知ることはできない。

また、申立人の居住する市の電算記録によれば、申立人は昭和 59 年 4 月 27 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることから、申立人が主張するように口座振替により保険料を納付していた場合でも、同資格喪失により口座振替は中止されたと考えられる。

さらに、申立人が所持する年金手帳にも、昭和 59 年 4 月 27 日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、市の電算記録及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1465 (事案 840 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月まで

私は、結婚後、国民年金第 3 号被保険者の手続に行くと、役場職員から未加入期間が長期間あるため保険料を遡って納めるようにアドバイスされ、月額 8,800 円の保険料数か月分を役場の中にある金融機関で納めた上、自宅へと送られてきた納付書で数十万円分の保険料を分割して金融機関で納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、昭和 59 年 4 月から 62 年 9 月までを申立期間とする申立てを行っていたが、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠とする国民年金手帳に記載される国民年金の資格取得日は、被保険者となった日付を意味するに止まり、保険料の納付があったことを示すものではないこと、ii) 申立人は「平成元年 8 月に健康保険証を持参して役場で国民年金の加入手続をした。」と述べているが、当該健康保険証に係る被扶養配偶者認定に基づき国民年金第 3 号被保険者の資格取得処理が行われたのは同年 11 月であり、申立人の国民年金手帳記号番号も同年同月に払い出されていることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行い、強制加入となった昭和 59 年 4 月 1 日に遡って資格を取得したと考えるのが自然であること、iii) 国民年金保険料は、特例納付以外には制度上 2 年を超えて遡って納付することができず、申立人が加入手続をした当時は特例納付も実施されていなかったため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効とならなかったとみられる昭和 62 年 10 月まで遡り、同年同月以降の保険料を納付したと推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を昭和 61 年 10 月から 62 年 9 月までに変更しているが、保険料納付についての主張は前回の申立てと変わり無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から同年 5 月まで

私は、昭和 58 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入し、保険料は、婚姻するまでは母親が納付し、婚姻後は夫の預金口座から毎月振り替えていた。厚生年金保険に加入する前の中途半端な時期に国民年金を辞めることはあり得ない。支払いが困難であった事実も無く、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人が所持するいずれの年金手帳にも、申立人は同年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した旨が記載されており、申立期間は国民年金に未加入とされている。

また、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間は未加入期間とされており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

私は平成 11 年 4 月に入社した会社が社会保険の適用事業所となるまで国民年金に加入していたが、同年 6 月頃、社長から私を含めた同期入社の人 3 人に対して、平成 11 年度より前の国民年金保険料の未納分を納付するように指導があり、未納期間について印刷された用紙を渡され納付したと記憶している。未納分は全て納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 4 月に入社した会社が社会保険の適用事業所となった同年 6 月頃に、社長から自身と同時期に入社した社員に対して、平成 11 年度より前の国民年金保険料の未納分を納付するように指導があり、未納期間について印刷された用紙を渡され、申立期間を含む未納期間の保険料を納付したと述べているところ、同社長は、社員の保険料の納付記録を取り寄せて納付指導をしたことは無いとしている上、当時の同僚 2 名の保険料の納付状況からも、申立人の主張を裏付けるような状況はうかがえない。

また、申立人が申立期間に居住した市の記録でも、申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間当時、大学院在学中であったが、国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学院に進学した際に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、これらについて具体的なことは全く覚えていないとしており、申立人の証言から、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付が行われたことをうかがい知ることはできない。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金の被保険者資格を取得していれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されているはずであるが、申立人が所持する 2 冊の年金手帳のいずれにも同記号番号の記載は無い上、オンライン記録上も申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかなることもないことから、基礎年金番号制度導入（平成 9 年 1 月）前に申立人が国民年金に加入していたことはいかなることもなく、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、大学院生であったが、医師として 2 病院に勤務していたので、保険料が給料から天引きされていた可能性もあると述べているところ、いずれの病院とも、そのような取扱いは行っていなかったとしている。

加えて、申立人が居住する市の電算記録においても、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1469

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 44 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 44 年 10 月まで

私が創業した会社が厚生年金保険の適用事業所となった当時、私自身は個人事業主であったため厚生年金保険被保険者になることができず、引き続き国民年金に加入していた。その後、会社を法人化したことにより昭和 44 年 11 月から被保険者となったが、それまでの間、従業員の厚生年金保険料と自身の国民年金保険料を合わせて銀行の預金口座から振替により納付していたので、申立期間について、従業員は厚生年金保険被保険者期間として年金記録に反映されているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を預金口座からの振替により納付したと述べているところ、申立人の居住する市が国民年金保険料の口座振替制度を導入したのは昭和 52 年 3 月からであり、導入前である申立期間当時に、申立人の述べる方法により保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、当時、国民年金保険料の収納について国民年金手帳を用いた検認が行われていたところ、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄を見ると、申立期間前までは保険料が現年度納付されたことを示す検認印が押されているが、申立期間については同印が押されていないことから、申立期間の保険料が現年度納付されていたものとみることはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を現年度納付せず、後に社会保険庁（当時）が発行する納付書により過年度納付を行った場合には検認印は押さ

れないが、申立人は、未納期間の保険料を後からまとめて納付したことは無いとしていることから、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録の状況と申立期間が未納とされているオンライン記録との矛盾は無いとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月

私は、申立期間当時、学生であり、国民年金保険料については免除されていたが、卒業後に父親から免除期間の保険料を全額追納したと聞いていたので、申立期間の保険料が免除のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が免除されていた期間の保険料の追納には直接関与しておらず、その追納を行ったとする申立人の父親も既に他界している上、追納を行った時期、追納額等について、具体的には分からないと述べているため、追納時の状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成4年10月分が時効間際の14年10月31日に収納されており、同日に4年11月から5年3月までの期間に係る保険料の追納の申込み（以降、平成6年2月までの免除期間について毎月追納していき、同年3月から7年3月までを16年3月に追納）が行われたことが確認できることから、申立期間については既に時効のため追納することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書控、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1472

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から同年 12 月まで

私は、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間とされている昭和 59 年 5 月から同年 7 月までの期間を含めて、継続して自身で国民年金保険料を納付していた記憶があるので、保険料を納付したとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間とされている昭和 59 年 5 月から同年 7 月までの期間を含めて、継続して自身で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）の記録から、申立人の同年 5 月の厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民年金被保険者資格の喪失の手續が速やかに行われていたことがうかがえる上、同喪失は制度に適合するものであり、不自然な記録とも言えない。このことから、国民年金被保険者資格を喪失したとされた 59 年 5 月以降、申立人が再度、自身で国民年金加入手續を行わない限り、市から保険料の納付を求められることも無かった（この場合、保険料が納付可能であるのは昭和 59 年 8 月以降）と考えられるが、申立期間前から継続して保険料を納付していたとする申立人の主張からは、その加入手續があったこともうかがえず、申立人は申立期間を通じて保険料の納付は求められていなかったと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳には申立期間に係る資格喪失日の記載があり、申立期間は未加入期間とされているところ、申立人は、同記載は、平成 20 年 9 月に社会保険事務所（当時）で記載されるまでは無かったものと述べているが、同記載が無いことにより、国（厚生労働省）及び市の双方か

ら年金記録が亡失していたことも考え難い。

さらに、申立人が現在居住する市の被保険者名簿でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 9 月まで

私は、時期は覚えていないが、市役所から国民年金に加入するように通知又は連絡を受けたことを契機として、市役所で加入手続を行った。その際、保険料は、20 歳まで遡って納付するように案内されていたことから、市役所でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和 53 年 8 月 1 日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われた国民年金加入手続により、20 歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できるところ、51 年 10 月から 53 年 3 月までの保険料を同年 11 月 9 日に過年度納付したことが特殊台帳（マイクロフィルム）から確認でき、申立期間は、同年同月同日時点では既に時効であったため、申立期間の保険料を納付するには、当時実施されていた第 3 回特例納付を利用するしか納付する方法は無かった。

また、申立人は、上記加入手続後、昭和 55 年 6 月までであれば、申立期間の保険料を特例納付することは可能であったところ、i) 特例納付を利用したとの記憶は無く、遡って保険料を納付するに至ったとする経緯も受動的であり、特例納付を行うために必要となる申出を自ら行ったこともうかがえないこと、ii) まとめて納付した保険料の金額等も記憶していないことから、申立人が申立期間の保険料を特例納付したことを推認することはできず、さらに、申立人は保険料を遡って一括納付したのは一度だけであったとも述べ

ていることから、申立人は、申出を行わなくても納付書が発行される過年度納付のみ 53 年 11 月時点で時効前であった 51 年 10 月以降について行ったとみるのが自然である。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料が納付されたことはいかがえず、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
(A事業所)
② 昭和 59 年 12 月 8 日から同年同月 26 日まで
(B事業所)
③ 昭和 60 年 1 月 8 日から同年 3 月 21 日まで
(B事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、A事業所及びB事業所にC職として勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、勤務先であるA事業所及びB事業所に保管されている履歴書から、申立人は、申立期間①、②及び③において産休の代替とするC職として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所及びB事業所におけるC職の人事管理を行っていたD事業所は、「申立期間においてC職は、厚生年金保険に加入することはなかった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、D事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、E組合は、「申立期間当時、産休の代替とするC職は、辞令における任用期間が短期間のため、共済組合及び厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

加えて、申立人が産休の代替のC職であったと記憶する同僚も、オンライン記録において申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 2 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額の記録は、自分の記憶より低い金額となっていたので、申立期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、B厚生年金基金から提出された申立人の申立期間に係る加入記録によると、申立人の標準報酬月額の記録は国（厚生労働省）の記録と一致していることが確認できる。

さらに、C事業所（A事業所が名称変更）は、「国に記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行い、当該届出に基づいて決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと考える。」と回答している。

加えて、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 12 月 1 日から 32 年 12 月 31 日まで
② 昭和 32 年 12 月 31 日から 33 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 33 年 7 月 21 日から 34 年 3 月 21 日まで
④ 昭和 34 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤に係る事業所において、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚は、「退職時に会社が脱退手当金の手続を行ってくれた。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間である5回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月13日から25年2月28日まで
② 昭和25年12月7日から30年5月8日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答を得たが、自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所は、「当時の事務担当者から聴取したところ、会社が従業員に代わって脱退手当金の請求に関する書類手続を行っていたとのことである。」と回答しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年5月8日の前後約2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者11名のうち、資格喪失後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年5月27日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 15 日から同年 6 月 29 日まで
② 昭和 38 年 7 月 18 日から 40 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 8 日から 42 年 9 月 15 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している申立期間当時の旧姓で再交付された厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間である 3 回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 1 日から 35 年 2 月 18 日まで
② 昭和 35 年 2 月 21 日から 36 年 1 月 11 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 26 日から 39 年 1 月 29 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 16 日から 43 年 4 月 12 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間④に係る事業所を退職した後の昭和 43 年 6 月 9 日に重複整理の手続がとられたことが健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 6 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 6 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 32 年 6 月 26 日まで
② 昭和 34 年 11 月 4 日から 36 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 26 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 3 月 26 日の前後約2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者 19人のうち、資格喪失後4か月以内に再度、厚生年金保険に加入していた7人を除く 12 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間③に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の元同僚は、いずれも会社を通じて脱退手当金を受領したと証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険

被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年6月21日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 29 日から 44 年 5 月 26 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所を申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の同僚は、「会社から脱退手当金の説明があった。」と証言しており、申立期間に係る事業所は、「脱退手当金の説明を行い、従業員に代わって請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 8 月 16 日まで
(A 事業所)
② 平成元年 4 月 1 日から 2 年 3 月 1 日まで
(B 事業所)

年金事務所から申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

しかし、申立期間①はA事業所、申立期間②はB事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の回答から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立人は、『勤務記録』に昭和 63 年 2 月 1 日から無給の助手として採用されたことが記録されている。」と回答している。

また、A事業所の事務担当者は、「A事業所のC職は、D共済に加入することになっているので、厚生年金保険に加入していない。また、申立人は無給のため、保険料を控除できなかった。」と証言している。

申立期間②について、B事業所の回答から、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所は平成 8 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B事業所は、「申立期間②当時、B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。
申立期間当時、B職としてA事業所で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B職として住み込みでA事業所に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録では、申立人が勤務していたとするA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、A事業所の元事業主が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたC会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、A事業所の元事業主の息子は、「A事業所の事業主は亡くなっており、当時の資料も残されていないため、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立人の父親の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 42 年 6 月 1 日から 46 年 5 月 21 日まで健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 45 年 3 月 25 日まで
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月まで

年金事務所で、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所及びB事業所における標準報酬月額について間違いがなかったとの回答を得た。

しかし、A事業所に係る標準報酬月額は、申立期間①において実際の総支給額に見合っておらず、B事業所に係る標準報酬月額は、申立期間②において極端に減額していることに納得いかないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は標準報酬月額と実際の給与を比較すると、金額に差があると主張しているが、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C事業所（A事業所が名称変更）は、「申立期間当時の台帳などの資料が無く、確認ができない。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録と、オンライン記録は一致しており、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額が下がるようなことはないとは主張しているが、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B事業所の元事業主の親族は、「申立期間当時の帳簿等は、何も残っておらず、当時の状況については確認ができないが、経理は、税理士事務所でもチ

チェックを受けており、社会保険料の預り金について、指摘されることはなかったことから、問題はなかったと考える。」と回答している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人に係る記録とオンライン記録が一致しており、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

ねんきん定期便で、A事業所において申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。賞与の明細書があり、申立期間に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人に係る平成 15 年夏季賞与の明細書及びA事業所が提出した「平成 15 年夏季賞与勤怠支給控除一覧表」により、申立人は、同年 7 月 10 日に賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から、申立人は平成 15 年 6 月 15 日に当該事業所を退職したことが確認でき、オンライン記録によれば、当該退職日の翌日である同年同月 16 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所の社会保険事務担当者は、申立人は、平成 15 年 6 月 15 日に退職していたが、同年 7 月 10 日に支給した夏季賞与から誤って社会保険料を控除したとしている。

さらに、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、賞与が支給された平成 15 年 7 月は、申立人の

厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 10 日から 54 年 9 月 30 日まで
年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の同僚は、「当初、厚生年金保険に加入していなかったが、就業時間を朝9時半から17時まで増やした後、厚生年金保険に加入した。A事業所は、厚生年金保険に加入しない労働者が多数いた。」と証言している。

また、B事業所（A事業所の後継事業所）の人事担当者は、「月の労働時間が多くなった者は、厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険に加入する者は、雇用保険も加入していた。」と回答しているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、C健康保険組合（A事業所が加入していたD健康保険組合記録の管理を継承）において、申立人に係る健康保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 4 月 21 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。
昭和 45 年 1 月から A 事業所に勤務し、給与から社会保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚は、申立人の A 事業所における勤務期間までは記憶しておらず、申立人が勤務を開始した時期について特定することはできなかった。

また、A 事業所で社会保険事務を手伝っていた元事務担当者（事業主の義妹）は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は同時に加入手続をしていた。」と証言しているところ、申立人の A 事業所での雇用保険の加入期間は、オンライン記録と一致している。

さらに、複数の同僚の証言から、A 事業所は従業員を採用後、すぐに厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入手続を行っていたことが、うかがえる。

加えて、A 事業所は既に解散しており、事業主、事務を担当していた事業主の妻、及び申立期間当時のその他の役員もすべて死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の適用、及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1935

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月頃から 60 年 12 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、昭和 63 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた者についても、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1936

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所には昭和 29 年から 32 年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所が名称変更）の回答から、申立期間中、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時にA事業所において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、申立人を含む9名の従業員について、申立期間における被保険者期間の欠落がみられ、当該事業所は、一部の従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、これらのA事業所の元従業員に照会をしたものの、連絡が取れた元従業員からは申立期間において厚生年金保険に未加入となっている理由等について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者として名前の挙がった者は、既に亡くなっており、B事業所に照会したところ、「当時の社会保険の資格得喪に関する記録が無いため、社会保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 30 年 8 月 1 日に資格を喪失し、その後、31 年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 21 日から同年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
申立期間中、A事業所B店に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A事業所B店にオープン準備期間である申立期間当時から勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所B店は、任意包括適用事業所として昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時、A事業所B店で一緒に勤務していたと記憶する複数の同僚も、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、A事業所（A事業所B店が名称変更）は、「申立期間当時の書類を保管していないため、厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から37年3月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している改姓後に再交付された厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年7月12日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1939

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 11 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、昭和 61 年 4 月まで国民年金に加入しておらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に昭和 55 年 3 月 31 日まで在籍していたと認識していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険記録及びA事業所が保管している人事発令書により、昭和 55 年 3 月 31 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所の人事担当者は、「申立人は、昭和 55 年 3 月 30 日を退職日として処理している。申立期間の厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している。

また、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和 55 年 3 月 30 日に退職、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年同月 31 日として届出されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に退職した同僚も、上述の確認通知書により、申立人と同日（昭和 55 年 3 月 31 日）の資格喪失日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
② 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 4 月 18 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①については、国の記録では、A事業所における標準報酬月額が下がっているが、給与が下がった記憶が無いので給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。申立期間②については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得たが、B事業所で勤務していたことは確かであるので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国に記録されている標準報酬月額は、当該期間に 10 万 4,000 円から 9 万 8,000 円に下がっているが、途中で給与が下がった記憶が無いと主張しているものの、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A事業所の元事業主は、「当時の資料は残されていないが、国には申立人の給与どおりに報酬を届け出ており、その結果、標準報酬月額が少し下がったのだと思う。申立人の給与からは国に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除し、厚生年金保険料を余分に控除するようなことはしていない。」と証言している。

さらに、A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報

酬月額記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人が提出した普通預金通帳の写し、B事業所が提出した賃金台帳及び給与支給控除一覧表並びに当該事業所の事業主の証言から、申立人が当該期間に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所が提出した上述の給与支給控除一覧表から、申立人は、申立期間②については、厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できる上、当該給与支給控除一覧表の差引支給額と上述の申立人が提出した普通預金通帳の給与振込額は一致していることが確認できる。

また、B事業所の事業主は、「申立人の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることについては、申立人と当時の経理担当者間で何か取決めがあったと思うが、当該経理担当者は既に退職しているため不明である。しかし、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 1 月 25 日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 1 日から平成 4 年 1 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）の調査により、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低いことが分かった。申立期間当時、会社を二つ経営しており、受け取っていた給与の合計は、社会保険事務所の記録と大幅に相違しているので、申立期間における標準報酬月額を、実際の報酬に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所とB事業所の給与を合わせた金額に見合う厚生年金保険料を支払っていたことは、B事業所の税務区分が乙であったことから明らかである。」と主張している。

しかし、A事業所の被保険者資格記録照会回答票によれば、「二以上選択、無」と記録されている上、A事業所及びB事業所が二以上事業所とし合算した報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことを確認できる資料は無い。

また、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険標準報酬月額等級表の上限

の金額である 47 万円、同年 12 月 1 日から 2 年 4 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、当該等級表の改正に伴い、健康保険の標準報酬月額と同額である 50 万円で記録されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

オンライン記録により、申立期間のうち、平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 1 月 25 日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、2 年 4 月から同年 9 月までは 50 万円、同年 10 月から 3 年 12 月までは 53 万円と記録されていたところ、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 1 月 25 日）の後の 4 年 4 月 6 日付けで、20 万円に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人は、当該期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額処理が行われた当時、経理担当の事務員が社会保険事務所の職員と社会保険料について話し合いをした。事務員が不適切な処理をしたと思う。」と主張しているが、当該事務員は遡及訂正処理が行なわれた時期には厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該事務員が遡及訂正に関与していたとの証言を得ることができず、また、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 1 月 25 日までの期間について、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月26日から44年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所で昭和42年12月26日に被保険者資格を喪失した旨の回答を得たが、被保険者記録よりも長期間勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A事業所で自分と同様の業務に従事し、一緒に退職したとする申立人の配偶者も、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和42年12月26日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険被保険者証が返却されたことを意味する「証返」の印が押されている上、申立期間当時、被保険者となっていた者は、昭和43年10月の定時決定による標準報酬月額が記載されているところ、申立人には当該記載が無いことが確認できる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の保険料控除の状況を確認できる資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月頃 から 32 年 10 月頃 まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所B出張所でC工事のD職として従事していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員の証言から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がC工事に従事していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は、「当社が保管する従業員名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人はA事業所の社員ではなかったと思われる。」と回答している。

また、上述の元従業員は、「最初はA事業所の下請会社であるE事業所にD職として採用された。途中でA事業所に移籍したが、申立人は移籍しなかったと思う。他にも移籍しなかった者がいた。」と証言しており、申立人がA事業所B出張所の同僚として名前を挙げた者の中にA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が確認できない者が複数いる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 28 年 6 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらないため、当該事業所の下請け会社であったとされるE事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 25 年 11 月 24 日から 33 年 1 月 20 日までに被保険者資格を取得した者も確認したが、申立人の氏名は

見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。